

水質基準値・検査回数一覧(令和3年・2021年度)

原水	浄水			事項	分類	項目	基準値 ※水道法第四条第二項 ※厚生労働省令	給水栓以外での 水の採取	検査回数	検査回数の省略	省略の可否	備考	頻度	分析	
全項目	基本項目	3ヶ月項目	全項目												
				-	-	色及び濁り並びに消毒の残留効果	-	不可	1日1回以上	不可	不可				
1	1	1	1	1	病原生物	一般細菌	100個/mL以下	不可	概ね1ヶ月に1回以上	不可	不可		基	培養	
1	1	1	1	2		大腸菌	検出されないこと	不可	概ね1ヶ月に1回以上				基	培養	
1				1	有害金属類	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	一定の場合可 ※注1	過去3年間における検査結果が、基準値の20%以下であれば1年に1回、10%以下であれば3年に1回に検査回数を省略できる。 ※注3	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要があることが明らかであると認められる場合、省略可。 ※注4	不可			ICPMS	
1				4		水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下						還元気化-AA		
1				5		セレン及びその化合物	0.01mg/L以下						ICPMS		
1				6		鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	不可				出口			
1				7		ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	一定の場合可 ※注1							
1				8		六価クロム化合物	0.02mg/L以下	不可				出口			
1				9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	一定の場合可 ※注1	③△	IC①						
1		1	1	10	有害無機物	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	不可	概ね3ヶ月に1回以上	過去3年間における検査結果が、基準値の20%以下であれば1年に1回、10%以下であれば3年に1回に検査回数を省略できる。 ※注3	不可		③	PC-IC①	
1				11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下						IC①		
1				12		フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下						IC①		
1				13		ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下						ICPMS		
1				14	有害有機物	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一定の場合可 ※注1	過去3年間における検査結果が、基準値の20%以下であれば1年に1回、10%以下であれば3年に1回に検査回数を省略できる。 ※注3	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要があることが明らかであると認められる場合、省略可。	不可			PT-GCMS①	
1				15		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下								
1				16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下								
1				17		ジクロロメタン	0.02mg/L以下								
1				18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下								
1				19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下								
1				20	ベンゼン	0.01mg/L以下									
		1	1	21	消毒副生成物	塩素酸	0.6mg/L以下	不可	概ね3ヶ月に1回以上	過去3年間における検査結果が、基準値の20%以下であれば1年に1回、10%以下であれば3年に1回に検査回数を省略できる。 ※注3	不可			IC②	
		1	1	22		クロロ酢酸	0.02mg/L以下	不可					溶GCMS		
		1	1	23		クロロホルム	0.06mg/L以下	不可					PT-GCMS①		
		1	1	24		ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	不可					溶GCMS		
		1	1	25		ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	不可					PT-GCMS①		
		1	1	26		臭素酸	0.01mg/L以下	不可				③	PC-IC②		
		1	1	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	不可		PT-GCMS①						
		1	1	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	不可		溶GCMS						
		1	1	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	不可		PT-GCMS①						
		1	1	30	プロモホルム	0.09mg/L以下	不可								
		1	1	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	不可		溶GCMS						
1				32	金属類	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	不可	過去3年間における検査結果が、基準値の20%以下であれば1年に1回、10%以下であれば3年に1回に検査回数を省略できる。 ※注3	※注5	不可		出口	ICPMS	
1				33		アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	不可					出口		
1				34		鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	不可					出口		
1				35		銅及びその化合物	1.0mg/L以下	不可					出口		
1				36		ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	一定の場合可 ※注1							
1				37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	不可		出口						
1	1	1	1	38	無機物質	塩化物イオン	200mg/L以下	不可	概ね1ヶ月に1回以上	連続測定・記録をしている場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることが可	不可		基	IC①	
1				39		カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	一定の場合可 ※注1	概ね3ヶ月に1回以上				出口	ICPMS	
1				40	蒸発残留物	500mg/L以下	一定の場合可 ※注1	概ね3ヶ月に1回以上		※注4		出口	重量法		
1				41	有機	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下							固HPLC	
1				42	臭気物質	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	不可	概ね1ヶ月に1回以上 ※注2	不可	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要があることが明らかであると認められる場合、省略可。	不可		出口	PT-GCMS②
1				43		2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	不可						出口	
1				44	有機物質	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	一定の場合可 ※注1	概ね3ヶ月に1回以上	過去3年間における検査結果が、基準値の20%以下であれば1年に1回、10%以下であれば3年に1回に検査回数を省略できる。 ※注3	※注4	不可			固HPLC
1				45		フェノール類	0.005mg/L以下							固-誘GCMS	
1	1	1	1	46		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	不可						基	全炭素
1	1	1	1	47	基礎的性状	pH値	5.8~8.6	不可	概ね1ヶ月に1回以上	連続測定・記録をしている場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることが可	不可	不可		基	電極
	1	1	1	48		味	異常でないこと	不可						基	知覚
1	1	1	1	49		臭気	異常でないこと	不可						基	知覚
1	1	1	1	50		色度	5度以下	不可						基	透過光
1	1	1	1	51		濁度	2度以下	不可						基	積分球式光電

水道法施行規則第十五条二項

注1 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

水道法施行規則第十五条三項

イ 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。  
ただし、同表中三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

注2 ロ 基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少いものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。

注3 ただし、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

水道法施行規則第十五条四項

次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができる。

注4	基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十六の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
注5	基準の表中六の項、八の項及び三十二の項から三十五の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十四号の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況
	基準の表中十四の項から二十の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）
	基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。）